

令和8年度 鞍手町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額 階層表

■保育所等（2号・3号認定）利用者負担額表

階層 区分	定 義		月 額 利 用 者 負 担 額				
			3 歳 未 満		3 歳 児 以 上		
			標 準 時 間	短 時 間	標 準 時 間	短 時 間	
第 1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	
第 2	当該年度（※1）の 市町村民税非課税世 帯（※2）	ひとり親世帯等（※3）		0	0	0	0
		上記以外		0	0	0	0
第 3	当該年度（※1）の 市町村民税課税世帯 であって、その所得 割額（※4）が次の 区分に該当するもの	48,600円 未 満	ひとり親世帯等 （※3）	8,100	8,100	0	0
			上記以外	17,500	17,300	0	0
48,600円以上 77,101円未 満		ひとり親世帯等 （※3）	8,100	8,100	0	0	
		上記以外	27,000	26,600	0	0	
77,101円以上 97,000円未 満		27,000	26,600	0	0		
97,000円以上 169,000円未 満		40,000	39,500	0	0		
169,000円以上 301,000円未 満		54,900	54,000	0	0		
301,000円以上 397,000円未 満		72,000	70,900	0	0		
397,000円以上		93,600	92,100	0	0		

- ◎ 標準時間・短時間の区分については、先に通知している支給認定通知書の保育の事由及び必要量の欄を参照してください。
- ◎ 第2子以降は無料です。（※保護者が養育している生計同一の子どものうち、一番上の年齢の子どもから数えて2子以降に該当する場合です。）
- ◎ 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢を指します。
- ※1 表中における当該年度とは、4月から8月は前年度を、9月から翌年3月までは現年度を指します。
- ※2 市町村民税非課税世帯とは、市町村民税の均等割・所得割共に非課税の世帯をいいます。
- ※3 ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます。
- ※4 市町村民税の所得割額とは、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額です。実際に課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。